内部統制制度の運用上の課題に関する研究会 開催要綱

第1趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)により、地方公共団体における内部統制制度が導入された。地方公共団体において、同制度は、地方自治法(昭和22年法第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月)」の趣旨を踏まえ、団体ごとの規模や特性に応じて、柔軟に運用されている。運用の中で顕在化した課題等を踏まえて、同制度の運用について検証し、必要な対応を講じるため、「内部統制制度の運用上の課題に関する研究会」を開催する。

第2 名称

本研究会の名称は、「内部統制制度の運用上の課題に関する研究会」(以下「研究会」 という。)と称する。

第3 構成員

別紙1の構成員名簿のとおりとする。

第4 運営

- (1) 研究会に座長を1人置く。座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その 意見を聴取することができる。
- (5) 研究会は原則非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、 議事録を作成し、速やかに公表することとする。ただし、配付資料及びこの議事録 について、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。
- (6)(5)により、配付資料及び議事録を非公表とする場合には、議事要旨を作成し、 公表するものとする。

第5 庶務

研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。